

 事業者向けテナント総合保険  
**お店のあんしん保険**  
営業マニュアル

2020年7月20日更新  
インシュアランス事業推進部  
USEN少額短期保険株式会社



すべての「はたらく」にあんしんを



事業者向けテナント総合保険  
お店のあんしん保険



## 事業者向けテナント総合保険 お店のあんしん保険

“お店のあんしん保険”はUSEN少額短期保険が提供する、  
店舗・事業所向けの損害保険商品です。

引受保険会社のUSEN少額短期保険株式会社は、  
保険業法で定める少額短期保険業者です。

USEN  
INSURANCE  
USEN-NEXT GROUP



USEN少額短期保険株式会社

東京都品川区上大崎3丁目1-1  
代表取締役社長 田村 公正

資本金 1億円  
事業内容 少額短期保険業  
関東財務局長（少額短期保険）第85号

1. 設備・什器等の補償	P.4
2. 各種費用の補償	P.6
3. 家主さま、お客さまへの補償	P.7
4. 休業時の補償（休業損害補償特約）	P.8
5. 業務リスク特約（飲食業特約）	P.9
6. 業務リスク特約（理美容・サロン業特約）	P.10
7. 業務リスク特約（小売業特約）	P.11
8. 保険料	P.12
9. 特記事項	P.16
10. 商品特性	P.19
11. FAQ	P.20

※詳細は<普通保険約款>第1章第2条~3条をご確認ください。

## 1 設備・什器等の補償（店内の財物補償）

①から⑩までの事故により設備・什器等の損害を被った場合に保険金をお支払いします。

### ① 火災



### ② 落雷



### ③ 破裂・爆発



### ④ 騒じょう・暴力行為 破壊行為



### ⑤ 盗難



### ⑥ 給排水設備の 事故による水濡れ



### ⑦ 物体の飛来・落下 衝突・倒壊



### ⑧ 風災・ひょう災・ 雪災



### ⑨ 水災



### ⑩ 不測かつ突発的な 事故



保  
險  
金  
額

店内にセッティングされている設備・什器、内装・造作物費用（自己の財物）の評価額を200万円/400万円/600万円/800万円/1,000万円のプランから選択します。

損害を被った設備・什器等を再調達価格で補償します。

商品・原材料は補償対象外です。 地震が原因の事故は対象外です。

※詳細は<普通保険約款>第1章第3条~5条をご確認ください。

## 1 設備・什器等の補償（店内の財物補償）

### 設備・什器等保険金が、支払われる場合の注意事項

#### ⑤ 盗難



- ☑ 1回の事故につき200万円が限度（免責金額1万円）
- ☑ 業務用通貨の盗難は1回の事故につき30万円が限度（免責金額1万円）
- ☑ 自転車・原動機付自転車は1回の事故につき5万円が限度（免責金額1万円）

#### ⑧ 風災・ひょう災・雪災



- ☑ 損害の額が20万円以上となった場合に限ります。

#### ⑨ 水災



- ☑ 1回の事故につき設定した保険金額の5%が限度
- ☑ 床上浸水または地盤面45cmを超える浸水を被るか、建物が半損以上の損害が生じた場合に支払われます。

#### ⑩ 不測かつ突発的な事故



- ☑ 1回の事故につき30万円が限度（免責金額5万円）

※詳細は<普通保険約款>第1章第6条～17条をご確認ください。

## 1 各種費用の補償

### ■ 臨時費用

設備・什器等の補償①～⑨の事故において臨時に生じた費用も補償します。

(設備・什器保険金額の10%が限度)

(例) 使い道を指定されず自由に使用することができる費用。自動的に10%支払う。

### ■ 修理費用

設備・什器等の補償①～⑩の事故において借用施設を修理した場合の費用を補償します。

(1回の事故につき100万円が限度。⑩は免責3,000円)

(例) いたずらで窓ガラスを割られてしまった際に修理する費用。等

### ■ 残存物取片付け費用

設備・什器等の補償①～⑨の事故において残存物の取片付け費用を補償します。

(設備・什器保険金額の10%が限度)

(例) ガス爆発により店内に破損物の残骸が散らばった際の清掃費用。等

### ■ 失火見舞費用

設備・什器等の補償①か③の事故において第三者の所有物の損害や営業施設の休業が生じた場合に見舞金の費用を補償します。(設備・什器保険金額の20%が限度。1店舗10万円まで)

(例) 火災により周囲のテナントまで影響を及ぼし休業させてしまった。等



※詳細は<普通保険約款>第2章第18条~25条をご確認ください。

## 2 家主さまへの補償（借家人賠償責任補償）

保険  
金額 1,000万円



**テナント物件では加入が必須です。**

借用施設に損害を生じさせてしまった場合（火災・破裂・爆発、水濡れ等）補償します。

**ポイント!** 保険金額はいくらあれば十分か。

借用施設を元通りにするスケルトン業者の相場は、1㎡あたり1万円~3万円といわれています。よって専有面積330㎡までの店舗であれば1,000万円の保険金額で補償が足りるケースが多いです。

## 3 お客さまへの補償（施設賠償責任補償）

保険  
金額 1,000万円



施設の管理不足や従業員の不注意によるお客さまへの損害を補償します。店内で転んだり、やけどをさせてしまった場合の補償です。（身体・財物）

**加害漏水による賠償事故については、免責となります。**

（2020年10月1日保険開始日の新規契約・更新契約より）

**ポイント!** お客様への損害賠償が発生しても保険金がおりにないケースの一例

- 生産物による損害賠償責任や受託品の損害賠償責任、人格権を侵害した場合
- 医療行為、施術行為、専門職業行為に起因する損害賠償責任
- 被保険者の使用人（従業員）が被った身体の障害に起因する損害賠償責任

※詳細は〈特約条項〉休業損害補償特約をご確認ください。



## 休業損害補償特約

保険  
金

3万円／休業1日

お店のあんしん保険のすべての業種の契約者がオプション加入できます



### ■ 保険金を支払う場合

基本補償の①～⑨の事故で、保険の対象である**設備什器等が損害を受けた結果、休業してしまった場合において休業日数に応じた保険金が支払われます。**

#### **注意** ⚠️ こんな場合は対象外

①～⑨の事故で什器設備の損害が認定されたことが条件です。病気やケガでお店を休業した場合等は対象外となります。  
→ “病気やケガで働けなくなった時の保険” というのは別物なので注意

### ■ 復旧期間の限度について

保険金を支払うのは実際の休業日数（あらかじめ定休日だった日は除く）ですが、**30日が限度**となります。  
※店舗を復旧する期間のうち実際の休業日数が認定されます。  
ただし、⑧風災・ひょう災・雪災、⑨水災 については休業日数から**3日を控除**します。

※詳細は〈特約条項〉飲食業特約第1条～12条をご確認ください。

I 飲食業特約 〈お店のあんしん保険 飲食業オプション〉

保 険  
金 額

1,000万円

飲食業特有のリスクを補償するためにオプション加入できます



## ■ 生産物賠償責任の補償

製造した生産物（飲食物）により他人の身体や財物を損壊した際に補償します。

（死亡・重度後遺障害：50万円／入院：10万円限度／通院：3万円限度）※1事故につき被害者1名あたり

（例）食中毒や異物混入により、他人にケガをさせた。等

## ■ 食中毒見舞保険金（営業停止見舞金）

食中毒の発生に起因して行政機関より営業停止処分となった場合、食中毒見舞金を支払います。

（1日あたり20万円。1回の事故につき100万円が限度。）

（例）食中毒発生による営業停止処分が3日の場合、60万円の見舞金が支払われる。

## ■ 人格権侵害賠償責任の補償

不当な身体の拘束または名誉棄損、プライバシーの侵害により法律上の損害賠償責任を負った場合補償します。

争訟費用示談交渉費用も補償します。（1,000万円が限度。）

（例）店内にお客様がいるのに閉店施錠してしまった。等

## ● 飲食業特約が付帯できる方

WEB申込フォームで「施設内で調理を行う業態ですか？」の設問に“はい”と告知いただいた方

※詳細は<特約条項>理美容・サロン業特約第1条~12条をご確認ください。

Ⅱ

理美容・サロン業特約 < お店のあんしん保険  
理美容・サロン業オプション >

保 険  
金 額

1,000万円

理美容・サロン業特有のリスクを補償するためにオプション加入できます



## ■ 受託物賠償責任の補償

お客様からお預かりした受託物が偶然に損壊・紛失・盗取されたときに補償します。

（1回の事故につき50万円が限度）

（例）預り物のコートやバッグを破損させた。等

## ■ 施術行為起因賠償責任の補償

施設賠償責任補償で支払わないとした理美容サロン業の施術行為起因の損害賠償を補償します。

（理美容院、ネイル・アイラッシュ・エステ・リラクゼーションサロン、針灸整骨院が対象）

（医療行為・整形・脱毛・タトゥー・性風俗行為は対象外）

（例）カラーリングで肌荒れをさせてしまった。等

## ■ 人格権侵害賠償責任の補償

不当な身体の拘束または名誉棄損、プライバシーの侵害により法律上の損害賠償責任を負った場合補償します。

争訟費用示談交渉費用も補償します。（1,000万円が限度。）

（例）お客様のプライバシーな情報を他のお客様に無断で話してしまった。等

### ● 理美容・サロン業特約が付帯できる方

WEB申込フォームの業種選択で、以下の業種を選択した方

「理容室・美容室・エステ・ネイル・アイラッシュ・マッサージ・リラクゼーション・整骨院・民間治療所」

※詳細は〈特約条項〉小売業特約第1条～15条をご確認ください。

## Ⅲ 小売業特約 〈お店のあんしん保険 小売業オプション〉

保  
険  
金  
額

1,000万円



### 小売業特有のリスクを補償するためにオプション加入できます

#### ■ 商品・製品の補償

設備・什器等補償にある①～⑨の事故により店内の商品に損害があった場合に補償されます。

【注意①】 加入したプランにかかわらず1回の事故につき200万円が限度です。⑨水災は10万円が限度です。

⑧風・ひょう・雪災は損害の額が20万円以上となったときに補償されます。

【注意②】 食料品を商品とする場合は対象外です。※普通保険約款 第1章第2条（2）②～⑨、⑪～⑫が商品である場合も対象外です。

#### ■ 生産物賠償責任（PL）の補償

販売した商品により他人の身体や財物を損壊した際に補償します。

（製造したメーカーに賠償責任がある場合は、販売者（小売業者）責任は問われないことがあります）

（例）販売した洋服に針が混入し、購入者にケガをさせてしまった。等

#### ■ 人格権侵害賠償責任の補償

不当な身体の拘束または名誉棄損、プライバシーの侵害により法律上の損害賠償責任を負った場合補償します。争訟費用示談交渉費用も補償します。（1,000万円が限度。）

（例）お客さまを万引き犯と間違えて捕まえてしまった。等

#### ● 小売業特約が付帯できる方

WEB申込フォームにて「施設内で小売業務を行う業態ですか？」の設問に“はい”と告知いただいた方

## 月払保険料

基本補償		プラン 200	プラン 400	プラン 600	プラン 800	プラン 1000	
保険金額 支払限度額	設備・什器等	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	
	借家人賠償責任	1,000万円					
	施設賠償責任						
月払保険料	基本補償	飲食業	1,580円	1,840円	2,100円	2,360円	2,620円
		一般店舗・事務所等	670円	820円	970円	1,120円	1,270円
	休業損害補償 <small>オプション</small>	+490円					

### **ポイント!** 飲食業とは・・・施設内で調理を行う業態です。

「飲食店であるか」ではなく「施設内で調理を行う業態か」が、判断基準となります。たとえば、スナックやBarは一般的に飲食店ですが、店内で調理をおこなうことが無い場合（お湯を沸かす程度）は一般店舗で保険の引受が可能です。

### 特約保険料

選択プランに関わらず以下の月払保険料を追加します。

休業損害補償特約  
+490円

飲食業特約  
+460円

理美容・サロン業特約  
+450円

小売業特約  
+560円

※小売業特約は、小売業務をおこなう業態であれば業種問わず加入できます。  
※業務リスク特約を重複して契約することはできません。

保険開始日2020年10月1日より、保険料が改定となります。

※申込日ではなく、保険開始日となりますのでご注意ください。

保険開始日が2020年10月1日以降のお客さまには、下記の内容にてご案内をお願い致します。

## 月払保険料

基本補償		プラン 200	プラン 400	プラン 600	プラン 800	プラン 1000	
保険金額 支払限度額	設備・什器等	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円	
	借家人賠償責任	1,000万円					
	施設賠償責任						
月払保険料	基本補償	飲食業	2,270円	2,940円	3,610円	4,290円	4,960円
		一般店舗・事務所等	980円	1,280円	1,580円	1,870円	2,170円
	休業損害補償 <small>オプション</small>	+490円					

※飲食業とは施設内で調理を行う業態です。なお、焼肉店・ラーメン店は別途ご案内となります。 ※一般店舗・事務所等とは飲食業以外の業態です。

### **注意** ⚠️ 焼肉店・ラーメン店は引受不可となります

焼肉店・ラーメン店は「お店のあんしん保険」では引受不可となりますので、損保ジャパンの保険商品をご案内ください。

### 焼肉店・ラーメン店の判別方法

主たるメニューが焼肉・ラーメンの場合が該当します。

例えば、中華料理店でラーメンのサブメニューがあるようなケースはラーメン店に該当しません。

## 年払・2年一括払 保険料

支払期間	基本/特約	コース	プラン200	プラン400	プラン600	プラン800	プラン1000	
年払	基本補償	飲食業	18,100円	21,100円	24,100円	27,100円	30,100円	
		一般店舗	7,600円	9,300円	11,000円	12,700円	14,400円	
	特約	休業損害補償特約	+ 5,600円					
		飲食業特約	+ 5,200円					
		理美容・サロン業特約	+ 5,100円					
		小売業特約	+ 6,400円					

支払期間	基本/特約	コース	プラン200	プラン400	プラン600	プラン800	プラン1000	
2年一括払	基本補償	飲食業	34,400円	40,100円	45,800円	51,500円	57,200円	
		一般店舗	14,400円	17,600円	20,800円	24,000円	27,200円	
	特約	休業損害補償特約	+ 10,600円					
		飲食業特約	+ 9,900円					
		理美容・サロン業特約	+ 9,700円					
		小売業特約	+ 12,200円					

## 年払・2年一括払 保険料

支払期間	基本/特約	コース	プラン200	プラン400	プラン600	プラン800	プラン1000	
年払	基本補償	飲食業	25,900円	33,600円	41,300円	49,000円	56,700円	
		一般店舗	11,200円	14,600円	18,000円	21,400円	24,800円	
	特約	休業損害補償特約	+ 5,600円					
		飲食業特約	+ 5,200円					
		理美容・サロン業特約	+ 5,100円					
		小売業特約	+ 6,400円					

支払期間	基本/特約	コース	プラン200	プラン400	プラン600	プラン800	プラン1000	
2年一括払	基本補償	飲食業	49,200円	63,800円	78,500円	93,100円	107,700円	
		一般店舗	21,300円	27,700円	34,200円	40,700円	47,100円	
	特約	休業損害補償特約	+ 10,600円					
		飲食業特約	+ 9,900円					
		理美容・サロン業特約	+ 9,700円					
		小売業特約	+ 12,200円					

## 保険金上限 1,000万円制限（少額短期保険）

「お店のあんしん保険」は、少額短期保険です。  
保険金の支払上限は1,000万円が限度となります。



- 1 設備什器の補償、2 借家人賠償責任補償、3 施設賠償責任補償、4 各種費用の補償  
I 飲食業特約、II 理美容・サロン業特約

**1回の事故で複数の保険金が合計して支払われる場合は、  
総支払限度額1,000万円とします。**

### **ポイント** ⚠️ 保険金額の復元

1回の事故での上限は1,000万円ですが、全損での契約失効以外は、自動で1,000万円の保険金額が復元します。  
ただし、生産物賠償責任保険金、食中毒見舞金、受託物賠償責任保険金は契約年度ごとに復元します ※契約年度 = 1年間

**店舗の補償額が1,000万円では不足する場合は、  
損保ジャパンの保険商品で上乗せ補償を提案します。**

**(例) 店舗の設備・什器が3,000万円の場合**

①お店のあんしん保険 1,000万円 + ②損保ジャパン保険商品2,000万円 (①②の2契約)

▶ **保険金額を1,000万円以上に設定したい場合は、2階建ての保険設計が可能です。**

## お店のあんしん保険に加入できないケース

### ● 店舗・事業所が借用施設ではない場合

⇒ 店舗を運営される場所が自己所有物件の場合は加入できません。

### ● すでにUSEN少額短期保険の契約がある場合（1被保険者1契約）

⇒ 被保険者が異なる場合は同じ契約者で複数契約が可能です。

例) 契約者1名に1店舗の被保険者2名 ⇒ 1契約者で複数店舗の被保険者2名が可能となります。  
**1 被保険者1契約 ⇒ 1被保険者複数契約が可能となりました。**

この場合、契約者は同じでも被保険者が異なるため加入可能。上限100店舗まで。  
但し、申込書の被保険者欄には、各店舗の管理者等の記名が必要です。

### ● 以下の業種に該当する場合

⇒ 対象外業種の場合は、損保ジャパン保険商品を案内します。

- ・ 製造業（工場、作業場）
- ・ クリーニング業（取次店は除く）
- ・ 保育所、託児所
- ・ 火薬等危険取扱業、LPガス販売店、ガソリンスタンド
- ・ 旅館、ホテル、ショートステイ（宿泊）等を事業の内容に含む介護・介助施設

### ● 反社会的勢力に該当する場合

⇒ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業ほか、不安な場合は事前に照会が可能です。



## 1 被保険者 複数契約について

● **USEN少額短期保険で同じ被保険者の契約は5契約3,000万円までOK**

⇒ **例えば、複数店舗を経営している契約者自身が各店舗の被保険者となる場合、5契約まで可能です。ただし基本プランの保険金額合計が3,000万円以内に収まっている必要があります。**

例1) 契約者：(株)USEN商事

被保険者1：ラーメン博多店	有線太郎	プラン600
被保険者2：ラーメン札幌店	有線太郎	プラン600
被保険者3：ラーメン梅田店	有線太郎	プラン600
被保険者4：ラーメン池袋店	有線太郎	プラン600
被保険者5：ラーメン新宿店	有線太郎	プラン600

同じ被保険者が**5契約**で、  
プラン保険金額合計も  
**3,000万円**なので**OK**。

例2) 契約者：(株)USEN商事

被保険者1：ラーメン博多店	有線太郎	プラン600
被保険者2：ラーメン札幌店	有線太郎	プラン800
被保険者3：ラーメン梅田店	有線太郎	プラン1000
被保険者4：ラーメン池袋店	有線太郎	プラン1000

同じ被保険者は**5契約以内**  
だが、プラン保険金額合計が  
**3,400万円**なので**NG**。

↑  
収まるように被保険者を  
変更してもらいましょう  
↓

例3) 契約者：(株)USEN商事

被保険者1：ラーメン博多店	有線太郎	プラン200
被保険者2：ラーメン札幌店	有線太郎	プラン200
被保険者3：ラーメン梅田店	有線太郎	プラン200
被保険者4：ラーメン池袋店	有線太郎	プラン200
被保険者5：ラーメン新宿店	有線太郎	プラン200
被保険者6：ラーメン渋谷店	有線太郎	プラン200

プラン保険金額合計は  
**3,000万円以内**だが、  
同じ被保険者の契約が**6件**  
なので**NG**。

## 1. 自動更新型の保険（保険期間2年）

ほとんどの損害保険で契約更新の手続きが必要なのに対しお店のあんしん保険は自動継続です。面倒な更新手続きが不要であり、万一の更新忘れによる無保険状態を回避できます。

※保険期間の満期近くなると更新のお知らせが発送されます。見直しの必要がなければ申告不要で自動更新となります。

## 2. USENまとめ払い（サービス料金との合算による保険料払込特約）

保険料の支払方法として“USENまとめ払い”があります。USENの顧客として保険料もその他のサービス料金も合わせて請求・回収が可能です。

※保険の契約のみであっても“USENまとめ払い”となります。

## 3. 業務リスク特約（少額短期保険業者では国内初※2018/2現在）

テナント保険を取り扱う少額短期保険業者はありますが、業種特有の業務リスクまで補償を拡充させた保険商品は「お店のあんしん保険」のみです。

※大手損保会社には、業務リスクがセットになった損害保険商品があります。

## 4. 全国一律のシンプルプラン

都道府県、建物構造、専有面積による保険料格差がありません。設備什器の保険金額と飲食業かを特定するだけで保険料が提示できます。

※大手損保会社の保険では、ここまでシンプルな保険設計ができる会社はありません。少額短期保険はシンプルな傾向にあります。

**Q** 自己所有の建物でお店を営んでいるお客様もお店のあんしん保険に加入できますか。

**A** ご契約者はテナントであることが条件です。自己所有の建物でお店を営んでいるお客様はお店のあんしん保険にご加入いただけません。自己所有物件に保険をかける場合は、損保ジャパンの保険をご提案ください。

**Q** 少額短期保険は普通の損害保険より補償内容が劣るのですか。

**A** 設定できる保険金額に1000万円という上限がありますが、必ずしも補償が劣るということはありません。

**Q** 都道府県・構造級別・占有面積・売上高等、本当にお客様へヒアリングの必要はありませんか。

**A** お店のあんしん保険では必要ありません。業種を判別するだけで保険料が提示できます。

**Q** 地震による被害は補償されますか。

**A** お店のあんしん保険では地震に起因する損害については補償されません。地震の補償をご用命の場合は、別途で損保ジャパンの商品をご案内しますのでインシュアランス事業推進部までお問い合わせください。

**Q** USEN少額短期保険(株)は他の保険会社同様に、巨大災害等のリスクに耐えられる財務状態にあるのですか。

**A** USEN少額短期保険(株)は損害のリスクを転嫁できる再保険の契約をしています。再保険会社が損害補償を一部肩代わりして保険金の支払いを行うので安心してください。

**Q 借家人賠償責任保険や施設賠償責任保険を付帯しないことはできますか。**

A 借家人賠償責任保険および施設賠償責任保険はお店のあんしん保険の基本補償になりますので、補償から外すことはできません。どちらもテナントとして事業をおこなううえで必須補償である旨をご説明ください。

**Q 飲食業で受託者賠償責任保険に加入したい場合、理美容・サロン業特約に加入できますか。**

A 理美容・サロン業特約に加入できるのは理美容・サロン業に限られますので、飲食業の方は加入できません。損保ジャパンの保険を案内できますのでインシュアランス事業推進部までお問い合わせください。

**Q 設備・什器等の保険金額を500万円で希望される場合はどのプランを選べばいいでしょうか。**

A 500万円の設備・什器が全損した場合でも補償がまかなえるよう、プラン600をご提案してください。

**Q 店舗兼住宅のテナント物件の場合、保険の引受はできますか？**

A 引受は可能ですが、店舗部分のみ補償の対象となります。家財は保険の対象となりません。

**Q 営業と直接内容を聞いてから、ネット申込した場合は割引が適用されますか。また営業の成績になりますか。**

A WEB申込された場合は適用されます。また、代理店コード入力欄に社員番号があるものは5%引きでその営業の成績となる。

Q	<b>保険証券を発行する場合は、どこに届きますか？また、保険証券の宛先の変更はできますか？</b>
A	無料で「お客さま専用マイページ」からご確認・印刷ができる「e保険証券」を導入しております。紙の保険証券発行をご希望の場合、保険証券ならびに保険に係る郵送物の宛先はご契約者の住所になります。保険証券の宛先の変更はできませんので、申込時に郵送物が届く住所であることを確認してください。
Q	<b>保険証券を紛失した場合、再発行してくれますか？</b>
A	証券発行手数料500円がかかりますが、再発行可能です。お客様よりUSEN少額短期保険のカスタマーセンターまでお問い合わせいただくか、「e保険証券」の推奨をお願い致します。
Q	<b>少額短期保険に税法上の保険料控除は適用されますか？</b>
A	少額短期保険業者の商品には税法上の保険料控除は適用されません。そのため、USEN少額短期保険会社より控除証明書の発行もありません。
Q	<b>申込者が反社会的勢力の疑いがあった場合どうすればよいでしょうか？</b>
A	ご契約締結前、申込者が反社会的勢力の疑いがある場合、USEN少額短期保険にて調査を行いますので、インシュアランス事業推進部までご相談ください。
Q	<b>クーリングオフの適用はありますか？</b>
A	お店のあんしん保険は事業者向けの保険であり、営業または事業のための契約となりますので、クーリングオフの対象とはなりません。

**Q** 保険料の支払方法について、口座振替とクレジットカード以外による支払いはできますか？（例えばコンビニ払い）

**A** 現状、お店のあんしん保険では口座振替とクレジットカード払いのみとなります。ただし、2年一括払いの場合は口座振替による保険料の支払ができないため、基本的にクレジットカード払いのみとなります。

**Q** 契約期間の途中で保険金額（プラン）の変更はできますか？

**A** 保険契約期間中の保険金額（プラン）の変更はできません。保険金額（プラン）の変更を希望する場合は、中途解約の上、新規の申込が必要となります。

**Q** 契約期間の途中で特約を追加したり、外したりはできますか？

**A** 保険契約期間中の特約の追加や削除はできません。特約の追加・削除を希望する場合は、中途解約の上、新規の申込が必要となります。

**Q** 契約期間の途中で支払方法の変更はできますか？（例えば、クレジット→口振）

**A** 支払方法の変更は可能ですので、他の商材と同じようにお手続きください。なお、振込への変更はできません。

**Q** 保険料の払込回数の変更はできますか？（例えば、月払→一括）

**A** 保険料の払込回数の変更はできません。

**Q** 契約始期日当日の申込はできますか？

**A** ご契約当日の始期日のお申込みはできません。最短翌日からのお申込みは可能です。

**Q** 対象施設の名称が決まっていない場合、どうすればよいですか？

**A** UNISへの登録時、必要な情報となりますので、仮称でも構いませんのでご記載いただけてください。また正式な名称が決まりましたら、UNISの登録を必ず修正してください。また店舗の電話番号についても同様です。

**Q** お客様は、契約後に契約のしおりを請求することはできますか？

**A** できます。お客様より当社のカスタマーセンターまでお問い合わせいただくか、募集人よりインシュアランス事業推進部までご相談ください。